

「地下鉄サリン関係について……」  
 いうことに関連しては、広瀬証人のみならず、そのように……  
 っでいるという状況がありますので……  
 弁護人は検察官の尋問に異議を述べ、発言しました。ある信徒の  
 公判に、私が証人を出したときのことです。すかさず検察官が「  
 れは別におに誤り」であることを指摘しました。弁護人がこのよ  
 うな発言をしたのも、それ相応の理由があるのです。

教団が破壊的活動を……  
 についで述べてきました。……  
 徒彼告人の供述には、……の差異が認められるのです。……  
 その差異が生じた原因を検討する必要があると思われま  
 す。……  
 何人かの元信徒被告人は、……  
 ドラ……は、信徒を解脱・悟りに導くために麻原が用いた技法の  
 一つです。麻原はこの技法を「キベツト密教の「カギユ派」の法統  
 から導入しました。

今日迷妄の闇にさまよう信徒は、解脱・悟りへの到達を防げる諸  
 々の要因を内在させています。この悪しき要因を除去するため、  
 麻原は信徒に対して様ざまな「働きかけ」をいたしました。それが  
 マハムドラです。

マハムドラによって除去する対象は、たゞは輪廻の長さ……  
 わたして信徒が蓄積してきたカルマです。その場合は、最終解脱者第  
 一である麻原が信徒のカルマを見極め、それを浄化するために仕掛け  
 らる。カルマが落ちると、マハムドラは「グアジラヤ」の教えに包  
 まれるのです。

たゞはマハムドラの場合、竹刀で叩くというように露骨な  
 手法は必ずしも用いられませんが、むしろ、それを弟子に気  
 つかせ、効果も失うとされてきたこともあり、極めて微妙な操作で  
 した。カギユ派の修行者利伝においては、弟子の知性……  
 解不能な無理難題を強いられるものとして描写されています。

たゞは、グルであるティロイパは弟子のナーロイパを、高所か  
 ら飛び降りざるを得ない状況に追い込みます。これを従ったナーロ  
 イパは、瀕死の重傷を負います。またあるときは、ナーロイパはス  
 ープを盗まざるを得ない状況に追い込まれます。……  
 もうこのナーロイパは、スープをつくって一人から、またも半  
 死半生の目に遭わされます。……  
 ナーロイパに突然、グル・ティロイパと同等の解脱・悟りが訪れます。

＊1 マハムドラは特に、オウムにおける第三段階目の解脱・悟り……  
 ＊2 第三章第一節三頁参照。  
 ＊3 私は極厳修行中、麻原からマハムドラを……

マ落し)によつて苦痛が生じ、カルマの清算されたのです。また同時に、エネルギー交換(カルマの交換)によつて、テイロパの解脱の状態が与えられたのです。

このテイロパとナロパの講話に、違法行為を命じる麻原の指示がオーバトップして映ったのでしよう。その指示をマハムドラーと解釈する傾向がありました。ですから、違法行為の指示をマハムドラーと思つたという信徒の供述は、一定の理解が可能だと思います。

ただし、麻原によるマハムドラーと解して殺人の指示に促したとしても、その信徒は自己の解脱・悟りだけを考へて利己的に行動したわけではなかつたでしょう。信徒の意識の根底には、麻原の指示は究極的には救済であり、信徒に利己的の行為をさせるものではないという認識があるからです。

私を含むCSIのメンバーに関して、麻原が命じる違法行為はウアジラヤーナの救済と認識してはいたようです。それは前節で述べましたように、麻原からウアジラヤーナの救済を説かれ続けていたからでしょう。麻原において、CSIのメンバーと意識してウアジラヤーナの救済を説いていた事実から、この教義によつて信徒を教化し、違法行為に導く意図があったことは明かです。また元よりの私どもは麻原からウアジラヤーナの救済であることも明示された上で、教団の武装化を命じられていたのです。

なお、私が接して来た教義によると、麻原が信徒に命じた違法行為は、マハムドラーとはなかり得ません。マハムドラーには信徒のカルマを減少する目的があるのに対し、麻原が命じた違法行為は信徒のカルマを増加する結果をもたらすからです。

実際麻原は、非合法活動に従事させた信徒に対し、その行為によつて積むカルマを浄化するための修行を課したことがあります。一九九〇年に、猛毒のボツリヌス・トキシンを世界中に散布して人々をポアするための作業を私どもに指示したときのことでした。私のこのような認識は、麻原の次の出家者向け説法に基づいていました。

とこら	が	ク	ン	ト	ウ	の	菩	薩	と	い	う	の	ね	自	己	は	悪	業	を	積	む				
こ	こ	に	な	る	こ	と	一	か	し	今	れ	が	地	に	対	し	て	利	を	な	す	な	ら	ば	今

れを最高の実践課題とするわけだ。

仏陀の定義を考へてみよう。いや、いや、仏陀の根本というのには大慈悲、大悲トやないか、どうだ。大いなる愛、大いなる哀れみトやないか、どうだ。たぶん、悪い世界へ落ちたとして、もろれがすべて、魂のためにならざるをえぬ、もうすてに今れは

\*1 第三章第一節三頁参照  
\*2 第三章第一節二頁参照

仏陀の心の、その人の心の中に仏陀の種子が蒔かれていふといふ答えに「なるまいか、どうだ。」（一九八九年四月二十七日 富士山総本部道場）

例えば、A君がB君を殴りつけたと。このとき、B君の今までの殺生などのカルマがA君に移行すると。そうすると、そのA君は、その暴力的になり、そして身体を痛め、解脱に付する道筋が失われるようになる。（中略）しかし、もしA君が、このB君に対してそれを行わなければ、B君は地獄へ落ち、そしてもうだらうと。A君がそう考えたならば、これはウアジラヤーナである。（一九八九年八月二十日 富士山総本部道場）

右記のように、ウアジラヤーナの救済における行為によつては、解脱に付する道筋が失われる」と説かれていいます。ですから私は、麻原が命とる違法行為については、信徒を解脱・悟りに導くためのマホームドローとは認識しませんでした。その違法行為は、多くの人もポア——一般的見地からいえば無差別大量殺人——することなので、それによつて積むカルマは膨大なものであり、カルマの浄化が必要な解脱・悟りとは到底結びつかないのです。

このように、マホームドローもウアジラヤーナの救済も同一のウアジラヤーナの教えの範疇に含まれますが、信徒にとつては、それによって、両者は両立する概念では決まらずに、麻原による一指針に、一方麻原は、マホームドローにせよウアジラヤーナの救済にせよ、対象のカルマを背負うことになりません。麻原の「神秘的な力」によつて対象を救済する点において、両者ともウアジラヤーナの救済です。

なお、麻原は一九八七年一月四日の説法では、千ベツト密教のミラレバの逸話について、殺人の功德によつて修行を進めたを解釈しています。この説法に接しては、信徒にとつては、麻原が命とる違法行為について、マホームドローと解釈する余地があるかもしれません。

麻原において説法の内容が変化したのは、ウアジラヤーナの救済を信徒に封じて系統的に説くにあたり、いかに説くべきか検討したか、のちのちもいれませんが、そのとき、殺人によつて積むカルマの問題を考えると、「殺人の功德によつて修行を進めた」とは単純に解釈できないうちに、気づいたのでは、ないでしょうか。

このように、ウアジラヤーナ関連の説法は、麻原の説き方に遷移がありました。そのため各信徒において、説法に接した時期によつて、ウアジラヤーナの教義に因する理解の仕方に差異が生じたのです。これが、違法行為に因する動機が元信徒被告人によつて異なる原因

\*1 教団発行のウアジラヤーナコース教習システム教本より。  
\*2 第三章第一節三頁参照。  
\*3 私に因しては、それは入信前の説法であることなどから、信徒時に接したことはなかった。麻原の第一審判決に引用されたものを初めて読んだ。

因の一つとしてしよう。

また信徒は、教団における立場の違いによっても、違法行為に因  
手した動機が異なるかもしれない。教団の武装化を麻原から直接  
指示された信徒は、破壊的活動の真意——ウアジウヤの救  
済——を知らされていなかった。しかし、そうではなかった信徒は、連  
法行為の指示について各人が意味付けしていたのである。

被告人はオウム出家者の思考パターンと並び、武装化を命じら  
れたワイクの内容について深く考えなかった。これに比べると、  
は、小銃製造の目的について多少は具体的に考えている。こ  
れは、ある元信徒（以下、Bと記します）の弁護団が高裁に提  
出した主張の要旨です。つまり、教団によるマインド・コントロール  
ルによつて、いわゆる「思考停止」状態で犯行に及んだという主張  
です。

Bは私と共に一九九三年二月から一九九五年三月にかけて、教団  
の武装化を麻原から直接指示されてきました。それにもかかわらず  
両者において、違法行為に因手した動機についての供述は対照的  
でした。教団が破壊的活動に至った動機の解明に深く関係すること  
のため、Bとその弁護団（以下、Bと記します）による「思考停止」  
の主張の問題について述べさせていた点も大きく思っています。  
始めに、今の「思考停止」の主張の真憑性と、その主張がなされ  
た経緯についての検討です。まず、B弁護団による前記主張ですが、  
これは誤導です。

すなわち、この主張においては、ワイクの内容を深く考えないの  
がオウムの出家者の思考パターンと述べられていますが、これは必ず  
しも正しくありません。全証拠を検討すると、Bもほかの信徒も  
ワイクの内容を十分に考えているからです。また私は、小銃製造の  
目的を考えざるを得ないという問題以前に、それを麻原から知らされ  
ていました。もちろんBも。

教団の実態は——麻原はむしろ、与えられた課題の目的・結果を  
考えるように信徒を指導していったのです。たとえは次は、麻原が出  
家者に唱えさせた詞章です。

グルはわたしに對して	多くの課題を与えらる	(中略) 目的を
しっかりと考える	その目的を記憶修習するんだ	達成の状態を
しっかりと考える	その目的を記憶修習するんだ	(中略) 次に
目的に至るまでの設計図をしっかりと	何度も何度も記憶修習す	
るぞ	あるいは下きあげたものに對して徹底的に分析を加え	
完成の状態を記憶修習するぞ	徹底的に思索によつて完成の状	
態を記憶修習するぞ	つまり自分自身を考えた設計図がそのと	
おり使われらるかどうか	そのとわりの結果も出すかどうかと	
しっかりと思索によつてチェックするぞ	(日一) 月特別決意	

\*1 ワイクとは、麻原が出家者に与える授業(仕事)。麻原が命じる違法行為も含む。  
\*2 誤導とは、この下は、証拠(事実)に基づかない主張をすること。

この文章は、一九九二年一月に「師」のステイジの出家者によりえられ、翌年一〇月には一般出家者のための修行システムにも組み入れられました。

このように、B弁護団の主張は私どもの実態とは乖離したものでした。いかなる経緯によって、B弁護団はそのような主張をするに至ったのでしょうか。

まず、第二審におけるBの主張は、マインド・コントロール論のいう「思考停止」によって、Bが殺人などになったということでした。つまりBにおいて、指示の目的・結果——たとえば、人が死ぬ結果になることなど——を考えず、指示された行為の遂行のみを考えると状態だったために、指示に従い得たという主張です。

ここで、「指示の目的・結果を考えない」という見方は、統一協会に適用されたマインド・コントロール論に基づくものです。ですからB弁護団は、統一協会に適用された理論に合わせて主張を展開していったわけです。被マインド・コントロール状態にある人は一般に、「指示の目的・結果を考えない」とも誤解して、その結果、証拠（事実）と合致しない主張をするに至ったのです。

また、Bは第一審において、「ポワ（ポア）について、深遠な意味のある行為として納得しようとしていた」旨の陳述をしました。B弁護団も同日、Bのこの陳述を引用して意見を述べました。さうにBは、この後の第一審の被告人質問においても、次のような回答をしました。

問 この指示が現在の社会で違法とされているといふことが分かるようになっても、今の指示を拒否せずに行うとすむわけですかね。

答 はい。  
問 その心境も同じなんでしょう、特にあなたの場合、○の製造にしろ、○の事件にしろ、その目的自体必ずしもはつきり分かっていないですかね。

答 はい。  
問 それにもかかわらず実行している、これは、弟子には分からぬ、深遠な意味があるというふうに思っています。納得させるわけですか。

答 基本的には、それが全てです。

以上のようにBは、違法行為に係わる状況に直面した場合、「深遠な意味がある」と考え、納得しようとしていたと主張しました。また弁護人も、それを積極的にアピールしようとしていたことが看

\*1 師とは、第二段階目の解脱・悟りも麻原が認めただけの出家者。大師が師に称号変更。  
\*2 本件記は、オウムで「指示の目的を考えない」状態が起ることを否定している。私やBの場合、前記の事情から、それを考えることも抑圧する必要がなかった。コントロール論も適用したと思われ、本件記ではその表現をした。

取れます。誘導形式で質問しているからです。

Bのこの主張ですが、Bと共に武装化に携わった私に、これは極めて不自然に思えます。また、ボアに「は前述べのように、麻原は宗教的経験に基づいて（信徒にとつては）極めて具体的に説いてきました。ですから信徒からは、麻原の説くボアを今のとおりには受けようとするはずで、それなのになぜ、Bは「深遠の意味がある」と納得しようとしたと主張するのかが。

また違法行為――殺人・武装化――についても、麻原はこれを正当化するがアジラヤ、十の救済の教義を説いていました。しかも麻原は私やBに対し、教団の武装化がウアジラヤ、十の救済のためであることを口にしていたのです。それなのになぜ、Bは指示された違法行為について、「深遠の意味がある」と納得したと主張するのかが。なぜ「今に全う」とも「強調するの」か。

これも実は、統一協会に適用されたマインド・コントロール論に合わせた主張なのです。つまり統一協会の会員は、教義や上司からの指示に対し疑問が生じる状況になると、何か「深い意味がある」と考え、それ以上の思考を停止するとされていくのです。この「思考停止」によって、統一協会に對する疑問が生じないわけです。

Bは、彼マインド・コントロール状態にある人は一般に、「深遠の意味がある」と考えるものと誤解したのでしょうか。マインド・コントロールには、おのずから「なぜ」「深遠の意味がある」と考えるようになり、おのずから統一協会の教義に起因するものと。\*2

実際Bの主張は、マインド・コントロール論に合わせたことも裏付けられるように、作為的です。Bのいう「弟子が分かる」「深遠の意味」は教義上、何の深遠なのかを明らかなので、つまり「救済の対象のカルマを麻原が見極めていくことが深遠なので」として、Bはこの教義に基づく供述をせず、「深遠の意味」として、強調するのには、極めて不自然といえます。

以上の理由から、「深遠の意味がある」と納得したこのBの主張は、事実とは認められません。Bは、弁護人の示したマインド・コントロール論の影響を受け、その理論に沿う供述をした疑いがあります。弁護人が誘導質問しており、Bにおいて「そのように供述も強く求められる状況が存在した」ところ、それは否定できません。

\*1 Bは違法行為を初めて指示された前、麻原からウアジラヤ、十の救済の説かれた。違法行為に向けた教育は受けなかった。よって、違法行為を初めて指示されたときは、その目的は分からなかった。Bは検察官に対し「マインド・コントロール」を供述している（供述している）。しかし、起訴された事件に因り、その間は、教団が破壊的活動とする目的について、一定の理解があったはずだ。この教義は「自己と自分とは善くない」と「自己を善くすること」「何の深い誤りがあるか」と「自己を賢明に悟り、分かるとも」あくまで「善いこと」として見なければならぬ。麻原は「深遠な教義」として「自己を善くすること」を「自己を善くすること」として見なければならぬ。（日本自立への苦闘）全国統一協会被害者家族会編）麻原は「深遠な教義」として「自己を善くすること」を「自己を善くすること」として見なければならぬ。日青春も奪った統一協会日青春も返せ裁判（東京）原告団・弁護団編者 \*3 日青春も奪った統一協会日青春も返せ裁判（東京）原告団・弁護団編者 \*4 麻原は「救済の対象のカルマを見極めていくカルマと浄化するため」指示が可能

さういふBは、犯行時にBが「何も考えられないう状態に」なつた  
 こゝを強調しました。たゞ「えはBは第一審において、上司から殺  
 人を指示された」ときに混乱し、様ざまな思いがもつたように押し寄  
 せてきて、何も考えられないう状態に「なつた」旨の陳述をいたしました。  
 Bのこの主張の趣旨は不明確でした。Bが「何も考えられないう状態に」  
 なるのは、Bは第二審の被告人質問において、上司から殺人の指示  
 を受けたことを否定しました。「自身は殺人を指示されてゐることを  
 別々共犯者から聞いた」旨を供述しました。「して、殺人を  
 指示されたことを初め、知つたとき的心境について、何なり唐突  
 な印象を受けた」とは思ひます。Bが「何なり直した」旨のよう  
 な当時の心境を言ひ直したものは、第一審判決も否定する意図がBに  
 あつたからです。  
 第二審におけるこの供述が事実であれば、第一審における前記の  
 陳述は虚構ということになりす。このように、「何も考えられな  
 う状態に」なつた」といふBの主張についても、信憑性に重大な問  
 題があるのです。

「思考停止」に関するBの主張は、以上のようによつて、事実を反映し  
 てゐることは許し得ません。次にBの主張の弊害を検討したく思  
 います。その最大の問題は、Bの主張のため、教団が破壊的活  
 動に至つた動機の説明が阻害されたこととす。それは否定できません。  
 破壊的活動を命する指示に「深遠な意味がある」と思つて従つた  
 こゝを主張するならば、たとえその指示の真意が分かつたとしても、  
 それを供述できずはすばありません。それを供述したから「深遠な  
 意味がある」と思つたといふ前提——破壊的活動をする意味が分か  
 りなかつた——が崩れるのです。

事実 Bは裁判において、教団が破壊的活動をした動機について  
 は、ほとんど供述していません。Bは私と共約二年間、教団の  
 武装化と麻原から直接指示されてゐます。その会合の場下、麻原は  
 私にも対し、教団が破壊的活動をする動機——ウアジウヤの  
 救済——について語つたことがありました。ですからBは、私とほ  
 ぼ同程度、麻原のその言葉と供述できずはすなわち、私とほ  
 ぼ同程度、麻原のその言葉と供述できずはすなわち、私とほ

問 ○○さんから二回目に、「殺人行為の内容を明らかになつて、救  
 済承諾してゐる。その理由として、何か深遠な意味があり、救  
 済になる」としてゐるが、深遠とは、  
 答 分かつないから、深遠といふこととす。

問 救済とは、  
 答 上かからの指示は教祖の指示であり、教祖の指示は救済だ。

\* Bは捜査段階では、「何も考えられないう状態に」なつた」とは口にしてゐるが、供  
 述の変遷の問題もある。



から下す。

問 かつアジラヤリナとは 言われたことをその通りやるというこ

答 そのういう面がありました。

たえば、Bは麻原の公判に証人出廷した際、麻原の弁護人との  
めようなりとりをいたしました。Bの全供述も知らぬ。Bの  
下推測になります。Bが証人として、自身の知る事実と率直に供  
述したのか、私は疑わざるを得ません。その後Bの弁護人が、被告人  
はオウム出家者の思考パターンに依りて武装化を命じられたワリ  
の内容を考えたのか、旨の主張をしたのか、判断するに、Bは  
供述したのか、はたは下す。

「指針には深遠の意味がある」と、統一協会の教義を麻原の  
公判で披露しても意味はありません。Bは、事件を指針した理由を  
明らかなりに「麻原に對し、自身が知る事実——麻原が語ったこと  
を突きつけるべきでした。」

一九九三年の八月頃、教祖が私（B）に對し、「男として生ま  
れたからには天下を取らなければ」と言ったので、私は「は  
い」と答えました。当時、私は教祖から、大陸同弾道弾の設計  
と指針されておられ、その報告の場下のこととして、お、始め  
は、上九から東京を組む爆弾に必要燃料の量の計算などを指  
示されました。当然のことながら武装化の目的は、日本、ひい  
ては地球上にオウムの国家を建設することとしていた。

一九九四年の五月か六月頃、教団の武装化に関する金合の場下、  
村井が教祖に對し、「AK74の弾は厚さ一センチの鉄板を貫通  
します」と話したことがありました。そのとき教祖は、「わい  
は歡喜してゐるよ。それならジュルミンの盾など簡単にぶち  
抜けるな」と言いました。教祖は機動隊等に対して、教団が製  
造してゐた自動小銃を使用する意図があったわけですから、

教祖は、「（わいの攻め）代下、オウムは大虐殺をするかも  
れな」と言いました。教祖は「グアジラヤリナが成功した後、人々を教化するた  
めに、テレビやラジオから真理の情報を流せば、いんにやな  
か」と言いました。武器調査は成功した。口シアは敵の味  
方か分かつた。グアジラヤリナは自分たちだけやらず  
と言いました。

教祖は一九九四年二月から翌年三月頃にかけて、一回、科学  
技術省の有望な若水と集めて食事会を催しました。その場で、

「千ベツト仏教は武力を持たなかつたから滅びた。しかし、オ  
ウムは違う。オウムがグアジラヤリナとすることを、クライ

\*1 上九には、教団施設があった山梨県西八代郡上九一色村（当時）  
\*2 AK74とは、ロシアの制式自動小銃。これを模した自動小銃を教団は製造した。  
\*3 一九九四年五月か六月頃の、武装化に関する金合の場下の話。



ラマ法王も認められている」と言いました。この会合は、教団の武  
装化に関係させる予定の若者と教育する目的のものと思われま  
す。

教団においては、武装化に携わるいくつかの出家者のグループが  
編成され、麻原はそのグループごとに指示を与えていたようです。  
私が所属したグループは、一九九三年二月に編成され、そのメンバ  
ーは出入りがありました。五人前後でした。

しかし、その五人のメンバーのうち、右記のような麻原の発言に  
教団の武装化を指示する動機・目的を供述して、私は私だけ  
のです。ですから、私がそれを供述しても、その直接的な裏付け  
はありません。

私の供述について、検察官は裏付けを取ったために、証人テストに  
ついてBにも確認したのはです。それでも、Bは話さなかったのだ  
りよう。

元信徒被告人の公判が開始された後、三人の取調官が私に対し、  
Bはあまり話さないと漏らしました。麻原・教団に対する決別と事  
件についての反省を表明している元信徒被告人の中で、そのような  
評価を聞いた人はBだけです。Bにおいて、思考停止の主張を  
維持するためには、供述が抑圧されたのでは、かと思えてしま  
う。

私はBに対して、共に事実を明らかにしてくれ、ことを期待して  
いました。それを期待できなかったのは、麻原からの指示と共に受け  
つ、麻原・教団に対する決別を表明しているBしかいないからで  
す。

同席者であるBが供述しないこと、私の供述は裏付けられないこと、  
私の信憑性に疑いと差し挟まれかねません（特に、麻原の主張を  
支持する立場の方には）。そんな話は、実際にはなかったのではな  
いかと、控えめに考えても、公判を傍聴された方にとっては、何が  
真実か判断し難い状況だったのでは、かと思えて、麻原から同時  
に指示を受けていた元信徒被告人の供述が一致しないです。

またBは第二審の被告人質問において、教団が武装化した理由に  
関する認識を検察官から問われ、次のように答えました。

問 被告人は、いわゆる教団の武装化の初期の段階からこの武装

化に関与して、いわゆるわけですけれども、被告人は、教団が  
大量の銃を製造するとして武装化したわけは、いかなるわけ  
か、という点について、どのようなように考えていたんですか。

答 ・・・本意の意味で、具体的にビジョンと言いますが、  
またでは理解してありませんでした。

\*1 タライ、ラマ法王に因する麻原の話は事実とは思えない。  
\*2 Bは、供述するに意欲に乏しく、この教義の影響を受けて供述して、  
いわゆるわけではない。

問 今の点については、被告人なりに、どのような理解を持って  
 答 いたんのですか。  
 私はいわゆる武装化等に関係したところには、教祖根本によ  
 るハルマゲドン等の説法がなされておりました。そういうた  
 りに、関係する人ばかりうと思っておりますが、先ほども  
 申しましたように、具体的な詳細等については理解しており  
 ませんでした。

Bはここでも、教団の武装化の動機がウヤムヤの救済であ  
 ることを包み隠したと言わざるを得ません。Bがその動機を供述し  
 たのは、弁護団による主張に従ったためです。B弁護団  
 は私の供述——小銃製造の目的はウヤムヤの救済の一環で、  
 教団の武力を持つことが必要だと受け止めた——を引用し、広瀬  
 は小銃製造の目的について具体的に考えている旨の主張も高裁に  
 提出しました。かかる状況では、Bは私と同様に供述はできな  
 いう。『思考停止』の主張を維持するためには、  
 Bは公判において、暗い表情をしていました。それは、裁判にお  
 ける主張を維持するためには、質問に対して率直に回答できな  
 い状況にあったためだと思えてなりません。事実を明らかなりに  
 いないことに、引け目を感じていたのでないかと。

また、Bによる『思考停止』の主張は、信徒の思考・行動の心  
 理的検討にとってもマインナスだ。たのではないでしようか。  
 Bは、マインド・コントロール論を適用した主張をするならば、  
 オウム教の教義・修行体系に適合した検討を可能にするために、  
 動機・目的に關してどのように認識していたか、事実を明らかな  
 りすべきでした。その場合、統一協会に適用されたマインド・コ  
 ントロール論に基づく検討ではなく、マインド・コントロール論を構成  
 する認知心理学等の基礎レベルに立ち返っての検討になるのかも  
 しれません。

統一協会とオウムとは教義・修行体系が異なるのですから、統一  
 協会の会員の状態に合わせた主張をした。矛盾が生じるのは当然  
 です。どのような主張をするにせよ、事実に基づかなければ正しい  
 結論が導かれるはずはありません。

以上のように、B弁護団による『思考停止』の主張は、一連のオ  
 ウム事件の核心である動機の解明に悪影響を及ぼしました。地方、

\*1 ハルマゲドンとは、教団外部の勢力が起す最終戦争。今の防衛のために教団は  
 武装化していると考えた信徒もいた。しかし麻原は、一般生家者に対してはハル  
 マゲドンと説いては、武装化に關する会合の場では、武装化の目的はウヤム  
 ヤの救済であるとした（ハルマゲドンもウヤムヤのことではなかった）。  
 \*2 一回目の質問に対して回答が食い違っており、Bは弁護団に聞いていたこと  
 について関係する  
 回答を避けていたこと、二回目の質問に対しては通称「ハルマゲドン」に關係  
 すると思っていたこと、これは弁護団の主張でも認められていたこと、それらも  
 回答す  
 るに足りるはずだ。しかしBは、具体的な理解しては、いかに付け加えたこ  
 と、武裝化の動機・目的に關係する具体的な供述を避けていたこと、

そのよう主張とするのも、被告人の弁護という観点からは、致し方のない面があるのかもしれない。弁護人には、真実解明の義務はないのです。

またBについても、厳しく罪に問われていく裁判において、弁護団が認めていく主張に反する供述は、いくらか状況にある。たゞは理解できません。事件についてBが反省して、いかにいうことでは、ないでしょう。

「なぜ教団が事件を起こしたのか、知りたいたくは、被害関係者の方々のこの慟哭を、B弁護団もBも直接聞いているはずです。それを考慮すると、Bさんの「思考停止」の主張に各当事者のみか、再検討を要するかもしくはしません。

Bは前述のように、麻原からの指示の目的・結果を考えた（あるいは知って）いた。これは動かしようのない事実であり、証拠の上でも明らかです。

したがって、Bさんがいかに「思考停止」の主張をしても、今の主張が通用する見込みはないのです。すべて証拠を知悉している裁判所には、証拠を把握していかに傍聴されていく方々には、何らかの有利な事情があるかのように思わせることはできず、かもしれません。

このよう実質を伴わない形だけの主張などは、せめてもの償いとして、事実を明かす道を選択してもよか。たゞでは、ないか。そう思わざるを得ません。

また次の状況から、B弁護団の弁護活動には行き過ぎがあったのでは、ないか。この疑問もあります。

教団による破壊的活動の動機・目的について私が詳細に供述したのは、取り調べ官から繰り返し言いつけられていたからです。この「教団が事件を起こした」のか、被害者のことを考えた話しなさいと。

ところが前述のように、B弁護団は今の供述を引用し、私を不利にするための誤導の主張を裁判所に提出しました。私の事件も係属する裁判所に。

今のほかにもB弁護団は、私を不利にするための虚偽の主張を裁判所に提出しました。たとえば、「広瀬が二三台のMC（自動車銃部品）の製造のため（の工作機械）が必要である」と進言したことで、「松本が村井にその購入を指示」した。丁度建設中であった「第一一サ」ティアンに設置するに、「決定」されて「あり」との主張です。

\*1 今のよう取調官から言われた理由には、私が長期間、事件の動機・目的を秘していたから、秘したのは、今もと供述するに、高度の宗教的忠告に「たゞため」。

\*2 小銃製造の目的は「ジョウヤリ」の救済。この私の供述を引用し、Bは出家者の「思考パターン」を「あり」に「あり」の内容を考えたのか。たゞの「比」べ、広瀬は小銃製造の「目的」と「具体的」に考えている。旨の主張をした。しかし、この主張は、本節四頁に記したように誤導。

\*3 B弁護団は私に「関して、事実（証拠）」と異なる教団以上の主張をした。今の教団から、意図的に虚偽の主張をしたこと、「か」の考えられぬ。

しかし事実としても証拠の上でも私は「進言」はしておらず、村井の指示に従いMCの台数を報告したのであり、またそのことによつて第一サテライトアンへのMCの設置が決定されたわけではありません。

要するにB弁護団によるこの主張は、裁判所を誤導するものです。事実以上に、私が自動小銃の製造に積極的に関与し、また大きな役割を果たしたと判断されるように、その一方でB弁護団は、Bの態度は終始受動的だった旨を主張してきます。

Bの事件は、B弁護団が裁判所に対して私に関する主張をしてる。Bの刑事責任が軽減される事案ではありませんが、ですからB弁護団がそれをするのは、私の裁判への不当な介入に過ぎず、不法な行為です。もうらん、虚偽の主張をして、私に不利な判断をさせるように裁判所を誤導するものも。

このようにB弁護団は、かなり強引な手法に訴える弁護活動をする傾向があります。不適法な行為もいとわないうほど。その傾向のために、事実の隠蔽・歪曲に繋がる誤導・誘導をしてまで「思考停止」の主張をしたのではないうか。オウム事件の全容解明を社会が切望しているものにもかかわらず。

\*1 B弁護団は第一審の頃から、私の裁判に干渉して来た。その態度について、私の第二審のあつた弁護人は、「広瀬君のほうに量刑が軽くなることを恐れている」と評した。

\*2 たゞし、Bのすべての弁護人にその傾向があつたとはいえない。